

令和2年11月27日  
総務部職員課

江東区職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給与改定にかかる規定整備を行う。
改正条例第1条による改正		
期末手当	第27条	期末手当の支給月数を0.05月引き下げる。
改正条例第2条による改正		
期末手当	第27条	第1条の改正規定から、期末手当の支給月数を6月支給分について0.025月引き下げ、12月支給分について0.025月引き上げる。
附則		第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する旨を定める。

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115</u>、<u>12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の95</u>、<u>12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「<u>100分の95</u>、<u>12月に支給する場合には100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>、<u>12月に支給する場合には100分の60</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（令和3年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>	<p>【第2条（令和3年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条の2（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の112.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第27条の2～第28条（略）</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</p>

## 期末手当の支給月数

### 1 一般職員 再任用職員

	現行				第1条による改正				第2条による改正			
					改正案 (公布の日施行)				改正案 (令和3年4月1日施行)			
一般職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	1.15	1.2	0.25	2.6	1.15	<u>1.15</u>	0.25	<u>2.55</u>	<u>1.125</u>	<u>1.175</u>	0.25	2.55
再任用職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月		計	6月	12月		計	6月	12月		計
	0.65	0.7	0.1	1.45	0.65	<u>0.65</u>	0.1	<u>1.4</u>	<u>0.625</u>	<u>0.675</u>	0.1	1.4

### 2 管理職員 再任用管理職員

	現行				第1条による改正				第2条による改正			
					改正案 (公布の日施行)				改正案 (令和3年4月1日施行)			
管理職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	0.95	1	0.25	2.2	0.95	<u>0.95</u>	0.25	<u>2.15</u>	<u>0.925</u>	<u>0.975</u>	0.25	2.15
再任用管理職員	(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
	0.55	0.6	0.1	1.25	0.55	<u>0.55</u>	0.1	<u>1.2</u>	<u>0.525</u>	<u>0.575</u>	0.1	1.2